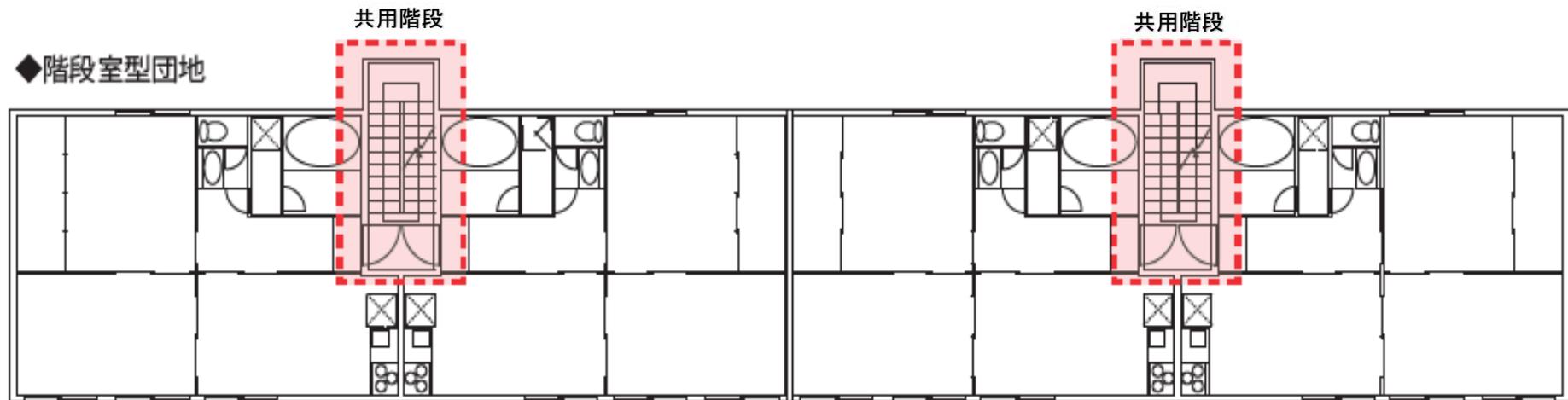


◆階段室型団地とは

1981年(昭和56年)5月31日以前に着工した住宅については、新耐震基準を満たすことがわかる耐震基準適合証明書などの書類が必要です。ただし、転居後の住居が、**階段室型団地(5階建て以下の団地)**の場合は、補助対象として取り扱い、耐震基準を示す書類の提出は不要とします。

階段室型団地とは、5階建て以下の鉄筋コンクリート造の各住戸が階段室に直接面している団地です。階段室型団地に当てはまるかどうか、詳しくは「(一財)神戸住環境整備公社」までお問合せください。

【図面 例】



◆対象とはならない

